

役務の内容（サービス内容）

本書裏面の会員規約をご確認下さい。

役務の提供期間

会員期間は1年です。その後の更新も可能です。

役務の対価（料金） 価格表示は全て消費税込みの価格です。

コース名称 _____

1. 入会金	円
2. 登録料	円
3. 前納月会費@ 円 × ヶ月分	円
入会時支払い合計	円

4. 月額ネット使用料（1ヶ月分）	円
5. 月会費（1ヶ月分） 年 月から 年 月まで	円
6. お見合い料（飲食代は別途実費負担あり）	円
7. 成婚料（成婚の定義は裏面を参照下さい）	円

（各支払い時期については概要書面を参照下さい）

対価（料金）の内容

1. 入会金 本会への入会事務のための費用です。
2. 登録料 良縁ネットへの掲載費用となります。
3. 前納月会費 入会時に前納していただく月会費です。
4. 月額ネット使用料 自宅にて会員用システムを使用する時の月会費に加算される額です。
5. 月会費 情報を提供し、選択したお相手への申込、交際中のアドバイス等の費用となります。
6. お見合い料 お見合いが設定された時の1回についての料金です。
7. 成婚料 結婚を決めたときに納入して頂きます。会員規約をご覧ください。

入会申込及び誓約書

私は貴会の「目的」「役務内容」及び「会員規約」を了承の上、入会を申し込みます。現在私は独身であり、その他法律的にも結婚の妨げになることは、一切ありません。私は貴会の「入会申込書及び身上書」に記載した事柄、提出した書類等はすべて真実であることを誓います。

申込年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

入会申込者

フリガナ		男	女
お名前		印	
生年月日		年	月 日
住所	〒 _____		
電話		(携帯)	

お申し込みについてのご注意

本書面及び結婚相手紹介サービス概要書面の内容（表面、裏面）をよく読んでから入会お申し込みをして下さい。

クーリングオフのお知らせ

1. 良縁ネットの加盟相談室に対して本結婚相手紹介サービス契約(以下、入会契約という)を申し込んだお客様は、「結婚相手紹介サービス概要書面・結婚相手紹介サービス重要事項確認書・会員規約」等(以下契約書面という)を受領した日から、その日を含めて8日間は、理由のいかんを問わず無条件で、書面によって当該契約を解除することができます。この書面は、上記8日間に加盟相談室宛に発出されなければなりません。
2. 前項の解除(以下クーリングオフといいます)がなされたときは、入会時に良縁ネット加盟相談室がお客様から受領した費用は、全額申し込み者に返金します。お客様がすでに役務の提供を受けている場合も、良縁ネット加盟相談室に対して代金、その他の金銭を支払う必要はありません。すでに代金、その他の金銭が支払われているときは、良縁ネット加盟相談室は速やかにこれらを返金します。
3. 第1項の適用に当たっては、クーリングオフの実施につき、良縁ネット加盟相談室による不実告知または威迫があり、これによって、お客様が誤認または困惑してクーリングオフを行わなかった場合、お客様は、改めてクーリングオフすることができる旨の書面を受領した日を含む8日間は、入会契約を解除することができます。
4. 上記各条項による入会契約の解除があった場合、良縁ネット加盟相談室は、損害賠償、違約金など、名目のいかんを問わず、入会契約の解除を理由とする何らの金銭請求もしません。

中途解約のお知らせ

1. お客様は、クーリングオフのお知らせの期間経過後も、将来に向かって入会契約を解約することができます。その場合には、良縁ネット加盟相談室に対し、その旨を書面で通知してください。
2. 中途解約の場合、良縁ネット加盟相談室は、お客様から受領済みの金員について以下のとおり返金します。
役務提供開始前：受領済みの金額から次の額を差し引いた金額
入会金(入会契約の締結のために良縁ネット加盟相談室に対して支払った金額)が、政令で定められた3万円のいずれか低い金額
役務提供開始後：受領済みの金額から次の額の合計を差し引いた金額
ア) 入会金が政令で定められた3万円のいずれか低い金額
イ) すでに提供を受けた役務の対価に相当する金額
ウ) 2万円か、契約残額の20%に相当する額のいずれか低い金額
3. 中途解約の場合に、お客様が良縁ネット加盟相談室に対して未納金がある場合の精算については、上記の基準で行います。

役務提供事業者

名称	
所在地	
電話番号	
代表者	
業務責任者	

お客様相談窓口 下記電話番号にご連絡下さい。

電話 _____